

駿河台大学互助会（傷害医療費等給付制度）について ～万が一の事故に備えて～

大学生活の中で、万一事故に遭いケガをした場合、全学生が入学時に加入している学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）または駿河台大学互助会から一部ですが医療金等が給付されます（詳細は本学ホームページ「[Creative Life—保険の給付—](#)」をご参照ください）。

医療費等の保険金が給付される傷害事由や事故は詳しく定められているため、傷害の程度や行為によっては補償（給付）の対象外になる場合があります。教育研究活動中や通学中の事故により傷害を受けた場合は、速やかに学生支援課窓口へ事故報告してください。また、正課（授業）や課外活動（クラブ活動）等で傷害が発生した場合は、速やかに担当教員や監督（コーチ）等に状況を報告した上で学生支援課窓口へ連絡してください。